

令和3年度 那珂市行政活動外部評価
結果報告

令和3年11月

那珂市

【目 次】

1	行政評価の目的	1
2	外部評価の目的	1
3	外部評価の効果	1
4	外部評価の実施方法	1
5	外部評価結果	3

【参考資料】

・	行財政改革懇談会設置要綱	9
・	行財政改革懇談会名簿	10
・	外部評価スケジュール	10
・	施策評価シートの見方	11
・	外部評価対象の施策評価シート	13

1 行政評価の目的

市では、行政評価制度について第2次那珂市総合計画の第6章「行財政改革の推進による自立したまちづくり」を実現するための方向性として、行政評価システムを活用し、施策や事務事業の評価検証を重ね、その結果を公表することで、行政サービスの質の向上を図り、透明性の高い行政運営を進めることとしています。

また、第4次那珂市行財政改革大綱の方針では、「健全で効率的な行財政経営の推進」を実施するための重点事項として「自主性・自律性の高い財政運営の確保」を掲げ、実施項目「行政評価システムによる適切な行政経営」により施策や事務事業の評価と評価結果の公表に取り組むものとしています。

行政評価は[Plan(計画)]→[Do(実施)]→[Check(検証・評価)]→[Action(見直し)]というマネジメントサイクルを循環させ、絶えず行政の仕事を見直すことにより、市民の皆さんにより良い行政サービスを提供していくものです。Plan-Do-Check-Action という[PDCA]の循環行政サイクルである行政評価を本市では『行政評価システム』という名称としています。

2 外部評価の目的

市が実施する行政評価に関し、市民等の外部の視点を導入することにより評価の客観性及び透明性を確保することを目的としています。

3 外部評価の効果

(1) 市民と行政の架け橋

外部評価は市民と行政を結ぶ重要な役割を担います。行政は外部評価結果に基づき、各施策の再検討を行うことでより良い施策として市民へフィードバックします。

(2) 職員の意識改革

外部評価は行政が改善を図ってきた施策を市民へ周知することのできる貴重な機会です。「行政評価の客観性と透明性を確保する」ためにも行政は施策を分かりやすく説明することが必要となります。

市民の目線で行政へ説明を求めることで、説明責任の徹底、職員の柔軟な発想を醸成し、職員の意識改革に寄与します。

4 外部評価の実施方法

(1) 外部評価を行う委員

那珂市行財政改革懇談会委員（昨年度9人⇒12人）

※那珂市行財政改革懇談会設置要綱に基づき設置されています。

(2) 外部評価の対象

第2次那珂市総合計画（前期：平成30年度から令和4年度）の31施策から外部評価対象とする施策を選定します。

令和3年度は第2次那珂市総合計画の「第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり」の9施策の中から委員の協議により2施策を選定しました。

政策	施策	選定結果
第2章 安全で快適 に暮らせる まちづくり	施策1 災害に強いまちをつくる	評価対象として選定
	施策2 犯罪を防ぐまちをつくる	
	施策3 交通安全を推進する	
	施策4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る	評価対象として選定
	施策5 地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る	
	施策6 利便性の高い交通基盤を整える	
	施策7 自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進する。	
	施策8 安定的に水道水を供給する	
	施策9 効率的に生活排水を処理する	

(3) 評価方法

市が作成した施策評価シート（市職員による自己評価）に基づいて施策主管課が施策について説明をします。また、委員からの事前質問に対して関係課が説明をします。その後、質疑応答を行います。

以下の点数評価のほか、委員からの意見・質疑を評価結果とします。

【評価の視点と項目】

評価視点	市民目線や専門的知識を活かしつつ、中立的な視点による評価をする。
評価項目	①指標設定の妥当性（適切な指標設定となっているか）
	②内部評価の妥当性（内部評価が適切に行われているか）
	③課題認識、取組方向の妥当性（成果指標の達成状況を踏まえた施策の推進となっているか）

【点数配分】

4点	妥当性あり
3点	概ね妥当性あり
2点	妥当性に欠ける点あり
1点	妥当性なし

【点数評価】

点数割合(合計点数)	評価
85%以上(123～144点)	A 適切な評価が行われている
75%以上 85%未満(108～122点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上 75%未満(72～107点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(36～71点)	D 適正な評価が行われていない

※委員1人あたり最大12点、委員人数12人の合計点数（満点：144点）。

※欠席の委員の点数は、出席委員の合計点数の平均点とします。

令和3年度 行政活動外部評価（結果）

外部評価実施日：令和3年10月21日

外部評価対象施策	
施策名称	施策1 災害に強いまちをつくる
施策の主管課	防災課
関係課	都市計画課、土木課、消防本部

点数評価の集計				
委員	評価項目			合計点数
	①指標設定の妥当性	②内部評価の妥当性	③課題認識、取組方向の妥当性	
委員1	4	4	4	12
委員2	3	3	3	9
委員3	4	3	2	9
委員4	4	3	4	11
委員5	4	3	3	10
委員6	4	4	3	11
委員7	4	3	4	11
委員8	4	4	3	11
委員9	4	3	4	11
委員10	4	3	3	10
合計	39	33	33	105
平均	3.9	3.3	3.3	10.5

委員11（欠席）	-	-	-	10.5
委員12（欠席）	-	-	-	10.5
合計(欠席委員)	-	-	-	21.0

外部評価結果は以下のとおり

点数評価(合計)	外部評価結果
126点	A 適切な評価が行われている

評価の決定方法

- 委員全員の合計点数により、以下の表の区分から外部評価結果を決定する。
- 合計は144点満点[(3項目×4点)×全委員(12人)]
- 欠席の委員がいる場合は、出席委員の合計点数の平均点を欠席委員の合計点数とする。

点数割合(合計点数)	外部評価結果
85%以上(123~144点)	A 適切な評価が行われている
75%以上85%未満(108~122点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上75%未満(72~107点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(36~71点)	D 適正な評価が行われていない

事前質問と回答

<p>質問</p>	<p>【3 施策の特性・状況変化・住民意見】に関して</p> <p>耳が聞こえないかた、目が見えないかた、からだが不自由なかた等の障がい者や、自動車を運転できないかた（高齢者及び子ども）の災害対策はどのように講じていますか。</p>
<p>回答 (防災課)</p>	<p>本市では、災害時の避難等に支援が必要なかたに、地域の中で支援を受けることができるよう「避難行動要支援者支援制度」を進めております。この制度は、「避難行動要支援者名簿」への登録を行うことで、自治会、民生委員、社会福祉協議会等による、平常時からの見守り及び災害時の安否確認や避難誘導などの支援をするものです。</p> <p>また、市民に災害時等の避難情報を確実に伝達するために防災行政無線を整備しております。令和3年4月からは聴覚障がい者に「文字表示機」を設置し、放送内容を目視にて確認できるようにしています。</p> <p>児童、生徒、園児（児童等）が在校時に災害が発生し、下校させることが危険な場合には、児童等を校内に保護したうえで速やかに保護者に引渡しの連絡をします。なお、保護者と連絡が取れない場合には、保護者への引渡ができるまで校内で保護することとしております。</p>
<p>質問</p>	<p>【5 施策の現状と課題】－【②施策の課題】に関して</p> <p>東海第2発電所は現在稼働停止中ですが、施設内には使用済核燃料が保管されている為、原子力災害のリスクがあります。万が一の原子力災害に備えた広域避難計画が平成29年に作成されましたが、いくつか改善することがあった為、計画の具体化、充実化、実効性はどのようになっているのでしょうか。</p>
<p>回答 (防災課)</p>	<p>原子力災害時の広域避難計画につきましては、現在策定に向け作業を進めているところでございます。</p> <p>平成29年度に作成したものは、東海村に立地する東海第二発電所で万が一重大な事故が発生した場合、市民の皆さまがとるべき基本的な行動や避難先となる筑西市及び桜川市の各避難所などを記載した「原子力災害に備えた避難ガイドマップ」になります。</p> <p>このガイドマップは、広域避難の根幹となる避難所について、避難先自治体と調整がつき場所が決まったことから、市民にいち早く周知するため、平成29年に住民説明会を実施したのち全戸配布させていただいたものになります。</p> <p>それ以降の進捗でございますが、安定ヨウ素剤の緊急時配布場所や避難退域時検査場所が決まり、避難先が被災した場合の第2の避難先の確保や避難先自治体との間で避難所運営マニュアルを整備しております。</p> <p>一方では、今年に入り避難先となる筑西市、桜川市の一部施設で滞在に適さない「非居住スペース」が含まれていた状況への対応など、新たな課題も出てきております。</p> <p>いずれにしましても、市としては、現行法により広域避難計画を策定する必要がございますので、これまでどおり市の責務として、市民の安心・安全を最優先に考え、避難計画の策定を進めてまいります。具体的には、市主体の重要課題である要配慮者への支援に関する地域との協議や避難先自治体をはじめとする関係機関等との協議及び原子力防災訓練の実施などを通じて、計画のさらなる具体化・充実化を図ってまいります。</p>

<p>質問</p>	<p>【5施策の現状と課題】－【①施策の現状】に関して</p> <p>那珂市には大規模盛土造成地が14箇所存在し、マップにより公表されていますが、豪雨や地震による滑動崩落に対して、市としての対応はどうなっているのでしょうか。自分の住んでいる所にそのような盛土造成地があると認識していないかたもいるようです。</p>
<p>回答 (都市計画課)</p>	<p>大規模盛土造成地は、宅地として盛土された、①盛土の面積が3000m²以上の「谷埋め型大規模盛土造成地」と、②盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の「腹付け型大規模盛土造成地」の2種類に分類されています。市内において、大規模盛土造成地は、ご指摘の通り14箇所存在し、全て「谷埋め型大規模盛土造成地」でございます。</p> <p>この14箇所について、平成30年度から降雨による地下水の変動や大地震（震度6～7）に対する安全性評価等を行ってまいりました。そのうち、10箇所については令和元年末までに「大規模な滑動崩落が生じる恐れが低い」と判断しました。残りの4箇所については、土質調査等の詳細な調査が必要であったことから、対象地域住民との協議を第一に重視しながら、今年9月上旬まで現地調査等を行ってまいりました。その結果、この4箇所についても「大規模な滑動崩落が生じる恐れが低い」と判断し、対象地域住民へ10月10日に説明会を実施したところでございます。</p> <p>大規模盛土造成地の所在地については、市民に防災意識を高めていただくことを目的として、大規模盛土造成地マップを市都市計画課窓口で閲覧できることを市ホームページで周知して参りましたが、対象地域住民説明会を終えた15日より、容易に多くの方に周知できるよう市ホームページで大規模盛土造成地マップにあわせて「市内の大規模盛土造成地については、大規模な滑動崩落が生じる恐れが低いことが確認された」ことも含め、公表を開始したところでございます。</p>
<p>質問</p>	<p>【5施策の現状と課題】－【①施策の現状】に関して</p> <p>那珂市は平坦な所が多く、水害・土砂災害等は少ないと思いますが、地震等での火災の発生リスクは考えられます。それでも一般家庭においては消火器の保有率は低いと思われます。消火器を各家庭に無償で配布することはできないのでしょうか。</p>
<p>回答 (消防本部)</p>	<p>市民の生命と財産を守ることは、市の責務であることから、平時から必要な資機材を購入・整備することは妥当であります。しかし、各家庭に消火器の設置義務はありませんが、初期の火災では有効な効果があります。消火器の無償配布につきましては、消火器を設置することにより、おおむね5年ごとに更新が必要になってくることを考えますと、全世帯に整備する財源確保が大変難しい状況であります。</p> <p>今後、市といたしましては、消火器の必要性等を普及促進に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>質問</p>	<p>関連した質問に関して</p> <p>コロナ感染予防のワクチン接種をしていないコロナに感染してしまった等により、職場、地域、学校でいじめ・嫌がらせに関する相談件数を教えてください。また今後予想される新しい変異株に対する医療の体制や防疫の体制はどうなっているのでしょうか。</p>
<p>回答 (市民相談室)</p>	<p>市民相談室ではコロナ感染等によるいじめ・嫌がらせの相談事例はありません。なお、コロナ差別防止の啓発として、広報紙・ホームページ・SNSへの掲載のほか、ポスターの作成・掲示等も実施しています。</p>
<p>回答 (学校教育課)</p>	<p>コロナウイルス感染症に関する学校でのいじめ、嫌がらせ等の相談についての報告はありません。学校活動や道徳を通して、児童生徒に対し、コロナウイルス感染症についての理解を深め、差別や偏見をなくす授業を行っています。</p>

回答 (健康推進課)	現在のところ、健康推進課にワクチン接種をしないことで嫌がらせ等の相談はありません。また、新型コロナウイルス感染症に限らず医療体制の整備は、県の役割となっています。市としては、今後も基本的な感染対策の継続を市民へ周知していきます。
---------------	--

当日質問と回答

質問	【1 施策の目的と指標】－【⑥成果指標の測定企画】に関して 市民アンケートの対象と人数を確認したい。
回答 (総務課行財政改革推進室)	無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象にしており、令和2年度は52%のかたから回答をいただきました。

質問	【2 指標等の推移】－【成果指標C 災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合（実績値）】に関して 約半数の市民は「災害が多い又は必要な対策が取られていない」と感じているということだと思っておりますので、何か策を講じる必要があると思います。
回答 (防災課)	那珂市はその位置や地形などの自然的条件から洪水・土砂災害による災害が発生しにくいいため、市が行っている防災対策を実感する機会が少ないのだと推測しています。今後は、「安全な生活が送れていない」と感じる理由を把握し、施策に反映したいと考えています。

質問	【原子力災害に備えた避難ガイドマップ】に関して 重大な原子力災害が発生した場合、避難先となる筑西市や桜川市に移動することは理解していますが、滞在期間など移動した後のことには触れられていません。目安でも良いので示されていると多少不安が軽減されると思います。
回答 (防災課)	避難先となる市町村とは平成28年1月に協定を締結し、その中で滞在期間については約1か月を目安としていますが、災害の規模によっては帰宅困難となり、仮設住宅やホテルを利用する場合もあり得ます。その場合には国・県との連携が必要となります。

質問	原子力防災訓練はどのように実施するのですか？
回答 (防災課)	11月23日（火）に実施する予定です。今回が市主体では初めての開催ということもあり、筑西市や桜川市ではなく市内に仮想の避難所を設置し、本米崎地区のかたに参加いただいて訓練を行います。来年度も引き続き訓練を実施し、原子力災害時の広域避難計画の具体化・充実化を図っていきます。

質問	【7施策の目標達成のための基本事業】－【消防体制の強化】に関して 消防団員のかたは消火活動や水防活動に一生懸命取り組んでいるおかげで大変助かっていますが、現場以外ではその活動の様子が見えないので、広報活動に力を入れてはどうでしょうか。
回答 (警防課)	消防団の広報活動としまして、秋の火災予防期間中に防火パレードを実施、また、各地区で開催されます、自主防災訓練やイベント等に参加して、各地域のかたと交流を図っているところがございますので、一人でも多くの市民の方々が、消防団に興味を持って頂けるようにPRして行き、地域密着型の消防団活動ができるようお願いして参ります。
質問	消防団員数の状況を教えてください。
回答 (警防課)	消防団員の高齢化が進んでいるので、若手団員を含めた組織づくりのために入団促進に努めているところです。
質問	消火器はおおむね5年ごとに更新が必要とのことですが、更新時期を迎えた消火器の処分に困っています。いざという時に使えるように、5年経過したものを集めて消火訓練に使ってみてはどうでしょうか。
回答 (警防課)	買い替えが条件になるとは思いますが、購入先で引き取ってもらえるところもあると思います。 使い方については、ご相談いただければ各自治会で実施している防災訓練において体験していただくことができるので、消防団または消防本部にご相談ください。
質問	防災井戸のある場所が分からないので周知していただきたいです。
回答 (防災課)	井戸は、市で設置している防災井戸と市民のかたが設置している防災協力井戸の2種類あります。市の防災井戸は拠点避難所に設置していますが周知していないのでHPに掲載します。防災協力井戸はHPに掲載しています。
質問	自主防災組織は結成率100%まであと1団体なので、何とか達成してほしいです。
回答 (防災課)	100%結成に向けて働きかけと支援を続けます。

質問	<p>身体障害者や精神障害、引きこもり、一人暮らし高齢者などの移動弱者への避難誘導について広域避難計画に記載していただきたいです。避難すべきかどうか自己判断できないかたに対する支援を考えておかないと支障が出てくると思われます。</p> <p>また、養護老人ホーム等の施設入所者に対してこういった支援を考えていますか？</p>
回答 (防災課)	<p>原子力災害時における在宅の支援が必要なかたの避難支援については個別プランの作成を考えています。</p> <p>病院や施設入所者に関しては、施設ごとに避難計画を策定することが前提となっています。なお、避難先としては、筑西市及び桜川市の同種施設が避難場所となりますが、移動手段等の具体的な部分の話は進んでいないので課題として認識しています。</p>

質問	賞味期限の切れた非常用食糧食はどのように処分していますか？
回答 (防災課)	非常用食糧は処分せず、期限が切れる前に防災訓練に使っていただいたり、液体ミルクは保育所に提供したりして活用しています。

質問	那珂川及び久慈川の堤防の状況を教えてください。
回答 (土木課)	おおむね5年間で再度災害を防ぐための緊急治水対策プロジェクトにおいて、河道掘削等を行っています。事業内容はHPで公表しています。

質問	遊水地を作る計画はありますか。
回答 (土木課)	久慈川に遊水地作る計画あるが具体的には動いていない。地権者との交渉はしているところ。

意 見

<p>ペットの避難について環境省からガイドラインが出ている。受け入れの可否やAEDの設置状況について防災マップ等で明記されてもいいと思う。</p>
<p>自治会で独自に井戸・ポンプ・消火栓を網羅した防災マップを作成し、会員に配布した。他自治会でも参考にしてほしい。</p>
<p>児童、生徒、園児（児童等）が在校時に大規模災害が発生し、保護者への引き渡しに困難となった場合、一時的に学校で保護することになると思うので、各学校にも飲料水や非常食を備蓄しておいた方がよい。</p>
<p>「安全な生活を送れていると感じる市民の割合」を高めるために、施策のPR方法の見直しを検討されたい。</p>
<p>今回出た意見等を踏まえて、災害時に市民が安心して住めるまちづくりをお願いしたい。</p>

令和3年度 行政活動外部評価（結果）

外部評価実施日：令和3年10月4日

外部評価対象施策	
施策名称	施策4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る
施策の主管課	環境課
関係課	農政課、都市計画課、土木課

点数評価の集計				
委員	評価項目			合計点数
	①指標設定の妥当性	②内部評価の妥当性	③課題認識、取組方向の妥当性	
委員1	3	3	3	9
委員2	3	3	3	9
委員3	4	3	4	11
委員4	4	2	4	10
委員5	4	4	3	11
委員6	4	3	4	11
委員7	3	2	3	8
委員8	4	4	3	11
委員9	4	3	3	10
合計	33	27	30	90
平均	3.7	3.0	3.3	10.0

委員10（欠席）	-	-	-	10.0
委員11（欠席）	-	-	-	10.0
委員12（欠席）	-	-	-	10.0
合計(欠席委員)	-	-	-	30.0

外部評価結果は以下のとおり

点数評価(合計)	外部評価結果
120点	B 概ね適正な評価が行われている

評価の決定方法

- 委員全員の合計点数により、以下の表の区分から外部評価結果を決定する。
- 合計は144点満点[(3項目×4点)×全委員(12人)]
- 欠席の委員がいる場合は、出席委員の合計点数の平均点を欠席委員の合計点数とする。

点数割合(合計点数)	外部評価結果
85%以上(123~144点)	A 適切な評価が行われている
75%以上85%未満(108~122点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上75%未満(72~107点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(36~71点)	D 適正な評価が行われていない

事前質問と回答

<p>質問</p>	<p>【2指標等の推移】－【対象指標 B事業所】に関して 平成29年度から令和2年度迄未調査となっているのはなぜですか。今後調査を実施する予定はありますか。</p>
<p>回答 (環境課)</p>	<p>対象指標B事業所数は、総務省の統計調査「経済センサス」の活動調査における事業者数を採用しています。 統計調査は、5年に1度実施されるため、未調査となっています。 次回調査は、令和3年に実施予定です。</p>
<p>質問</p>	<p>【2指標等の推移】－【成果指標 A苦情件数①】に関して 成果指標A欄の令和2年度目標値40、令和3年度目標値37となっていますが、この数値は令和2年度の実績値72のという数値から算出したのでしょうか。</p>
<p>回答 (環境課)</p>	<p>令和2年度の実績値72から算出したものではありません。 令和3年度目標値37は、第2次総合計画で設定をした目標から算出しています。</p>
<p>質問</p>	<p>【5施策の現状と課題】－【①施策の現状】に関して 「野外焼却の禁止を防災無線で周知したところ苦情件数が増加した」とあるが苦情件数が増加した要因は何でしょうか。</p>
<p>回答 (環境課)</p>	<p>コロナ禍の感染症対策で換気をしようとして窓を開けたら、煙と匂いで換気できないとの苦情が多く寄せられ、防災無線で周知したところ、野外焼却禁止の例外である「農業上の野焼き」「焚火等」であっても、通報される市民の方が増えたことが要因と考えています。</p>
<p>質問</p>	<p>【5施策の現状と課題】－【②施策の課題】に関して 不法投棄防止看板や防災無線による野外焼却の禁止呼びかけ、広報による意識啓発等、その都度行っているようですが、更なる抑止効果策はあるのでしょうか。</p>
<p>回答 (環境課)</p>	<p>「一定の抑止効果になってはいるが、更なる抑止効果策ではない。」 不法投棄防止看板は、毎年約50件ほど貸出しをしています。設置をした方からは、効果があったとの声もあります。一方、看板は、効果は無い、逆に看板の所に捨てられる、との声もあります。 防災無線による野外焼却の禁止呼びかけは、通報が増加し、農業者からの苦情も増加しています。</p>
<p>質問</p>	<p>【5施策の現状と課題】－【②施策の課題】に関して コロナ禍の影響で今後も枝葉の焚火やゴミの焼却を敷地内、場合によっては空き地等で償却することで火災の危険、悪臭の発生、それに伴う苦情も増加すると考えられるが、その対策としてどのようなことを考えていますか。</p>
<p>回答 (環境課)</p>	<p>可能な限り、可燃ごみとして搬出してもらう取組です。 通報に対し、迅速に個別対応を行います。 野外焼却を発見したら、通報をしてもらい、消火をお願いします。 野外焼却の例外が合法でも、不快な煙や匂いが生じます。</p>

質問	<p>【5施策の現状と課題】 - 【②施策の課題】 に関して</p> <p>廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の野外焼却禁止の例外である「農業上の野焼き」について、広報NAKAで広く市民に周知すべきではないでしょうか。本来は農業上の野焼きであっても近所からの苦情が消防署へ通報されるので野焼きができず、その結果、農地が荒れ放棄地へと変わってしまうケースもあります。落ち葉や枝等の焚火も例外としても良いのではないのでしょうか。</p>
回答 (環境課)	<p>「農業上の野焼き」「落ち葉や枝等の焚火」は、野外焼却の例外です。例外を広く周知することで、焚火をする方が増加し、通報が増加することが想定されます。野外焼却の例外が合法でも、不快な煙や匂いの問題の解決につながりません。</p>
回答 (農政課)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2において廃棄物の焼却の例外規定が設けられており、農業を営む上で必要な焚火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却で軽微なものは認められています。</p> <p>農業上で行われる稲わらや雑草の焼却処分、庭から出た草木による軽微な焚火などは、例外規定で認められておりますが、天候や風向きなどの気象条件、時間帯及び焼却量を配慮し周辺住民に迷惑をかけないようにしなければなりません。</p>
質問	<p>【7施策の目標達成のための基本事業】</p> <p>太陽光発電施設を設置予定の事業者の件数は増加傾向にあるのでしょうか。</p>
回答 (環境課)	<p>買取制度の開始時点と比較して、買取価格が下落していることから、太陽光発電事業に取り組む事業者は、減少傾向にあるようです。</p> <p>現在、設置をしている事業者は、既に経済産業省の認可を得た方で、新規で認可を取得する事業者は、減少していると感じています。</p> <p>実際に設置されている施設は、令和元年度からは横ばい傾向です。</p>
質問	<p>【7施策の目標達成のための基本事業】</p> <p>大宮環境センターでは、現在ゴミの持ち込みは有料となっているが、無料にすると多少は不法投棄が無くなるではないでしょうか。（※以前北茨城市清掃センターではゴミの処分費用を有料にしたら不法投棄が増加し、無料に戻したら不法投棄が減少したとのこと。）</p> <p>家庭で樹木を剪定して発生した枝葉等を、軽トラックで大宮環境センターに運搬して処理してもらうためには90kgまでは300円で10kgを超えるごとに料金が跳ね上がる設定です。例えば軽トラック1台で300kgまでで500円位までに料金を下げれば、野焼きはかなり少なくなるのではないのでしょうか。</p>
回答 (環境課)	<p>家庭で樹木を剪定して発生した枝葉等は、「可燃ごみ」で排出することができますので、直接搬入と比較しても安価で処理することも周知しつつ、環境整備組合とも協議します。</p>

質問	<p>【2指標等の推移】 - 【成果指標】に関して</p> <p>成果指標に、「空き家の件数」を加えてはどうでしょうか。空き家については、管理ができなくなると、4～5年で雑草や雑木が繁茂して、付近の景観を悪くし生活環境を損なうことになり、対策が必要です。</p>
回答 (都市計画課)	<p>空き家は、個人財産であり所有者が維持管理すべきものですが、市では苦情等により適正に管理されていないと判明した空き家について、適正管理をお願いする形で指導等を行っております。</p> <p>少子高齢化社会の到来や既存建築物の老朽化等により、空き家の数は今後とも増加することが見込まれており、「空き家の件数」自体を成果指標とすることは難しいと考えます。</p> <p>今後も、啓発活動や通知による指導等を実施し、空き家の活用や除却、適正管理の促進に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

当日質問と回答

質問	<p>庭木の剪定で出た木くずを可燃物として出す際は、那珂市のやり方に従い、束ねて指定ごみ袋を付けていますが、もったいないので袋は付けなくても良いのではないのでしょうか。また、那珂市の分別区分は他市町村と比べると比較的大雑把なので、細分化してはどうでしょうか。</p>
回答 (環境課)	<p>可燃ごみは有料で収集していますので、袋は必ず付けていただいています。</p> <p>分別の細分化については、現在プラスチック類の分別収集を検討していますが、収集後の処分方法が確立していない状況です。</p>

質問	<p>洗濯機やテレビ等を粗大ごみとして処分したくても、高齢でゴミステーションまで持っていけないかたもいるので、戸別回収してはどうでしょうか。</p>
回答 (環境課)	<p>費用対効果の面から実施には至っていませんが、社会福祉協議会を含めて検討を進めているところです。</p>

質問	<p>3Rの観点から、使わなくなった洗濯機やテレビ等の処分に困っているかたのために、市で骨董市を開いてはどうでしょうか。</p>
回答 (環境課)	<p>環境センターに集められる粗大ごみで、フリーマーケットを開催するためには、保管場所の確保が課題となります。</p>

質問	<p>旧役場跡地のリサイクルセンターでは、自転車の修理と販売を行っているのですが、処分に困っている自転車をリサイクルセンターに回す流れができれば、粗大ごみを減らせるのではないかと思います。</p>
回答 (都市計画課)	<p>市で保管している自転車のうち約60台が間もなく保管期限を迎えるので、処理についてリサイクルセンターと協議したいと思います。</p>

質問	不用品回収業者の中には、無料で回収すると宣伝していたのに、高額な金額を請求し、最終的に回収した不用品を不法投棄するような悪徳業者もいると聞いています。不法投棄されない環境づくりが必要だと考えます。
回答 (環境課)	不法投棄や残土の無許可堆積対策のために電池式監視カメラの設置を行いました。検挙されれば抑止効果が出てくると思われます。

質問	不法投棄防止看板に罰則を記載する等、中身を変えてはどうでしょうか。また、包括連携協定を活用して監視の目を広げてみてはどうでしょうか。
回答 (環境課)	看板は4年前から内容を少しずつ変えていますが、なかなか効果が見えない状況です。

意 見

<p>苦情等が減らない中、解決の糸口を見つけるのは難しいと思いますが、もっと深く考えてほしいと感じる部分もあります。</p>
<p>今後もゴミの量は増えると思われます。市主催のリサイクル市の開催を希望します。</p>
<p>空き地を買収して、ドッグランやスポーツライミング、スケートボードができるような広場の整備を希望します。</p>
<p>空き家バンクに登録、利用する方が増えてほしいです。</p>
<p>野焼きは、都市部の方にとっては迷惑行為ですが、農業者にとっては必要なことなので、お互いの妥協点をうまく見つけてほしいと思ひます。</p>
<p>不法投棄については、いちごっこではありますが、看板に加えて次の施策も考えられているので、PDCAサイクルがうまく回っていると思ひます。</p>

【参考資料】

○那珂市行財政改革懇談会設置要綱

平成7年6月1日

訓令第8号

改正 平成13年10月29日訓令第19号

平成16年12月24日訓令第34号

平成20年4月21日訓令第13号

平成21年4月30日訓令第12号

平成26年3月28日訓令第4号

令和2年3月27日訓令第4号

那珂町行政改革懇談会設置要綱（昭和60年那珂町訓令第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、那珂市行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 行財政改革の推進について、市長の諮問に応じて行う重要事項の審議に関すること。
- （2） 行財政改革大綱の推進について、行財政改革推進本部に対して行う必要な助言に関すること。
- （3） 市が行う行政活動の外部評価に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、住民の代表者等から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、総務部総務課行財政改革推進室において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第19号）

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第34号）

この要綱は、平成17年1月21日から施行する。

附 則（平成20年訓令第13号）

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成21年訓令第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の那珂市行政改革懇談会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年訓令第4号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

○那珂市行財政改革懇談会名簿

役 職	氏 名	区 分
会長	井上 繁	学識経験者
副会長	浅川 清司	商工会関係団体
委員	平野 道代	市民自治組織関係
委員	石崎 甲一	農業関係団体
委員	君嶋 寿男	教育関係団体
委員	高畑 淳	保健福祉関係団体
委員	堀江 幸子	女性団体
委員	中山 祥二	保健福祉団体
委員	根本 義光	教育関係団体
委員	荒川 誠	銀行関係
委員	庄司 元次郎	一般公募
委員	八木 和子	一般公募

○外部評価スケジュール

日 程	場 所	概 要
第1回 令和3年8月3日	中央公民館2階 講座室	外部評価の対象施策選定
第2回 令和3年10月4日	市役所5階 502～504会議室	評価対象施策の評価 施策「健康で快適に過ごせる 生活環境の保全を図る」
第3回 令和3年10月21日	中央公民館2階 講座室	外部評価の対象施策 施策「災害に強いまちをつくる」

総合計画体系	政策No.	政策名	政策の名称	施策主管課	施策を主として担当する部署名
	施策No.	施策名	施策の名称を記入しています。	施策主管課長名	主管課の課長名
関連個別計画	施策を推進する個別計画の名称と計画期間を記入しています			関係課名	施策に関係する部署名

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)
その施策が対象としているもの(人や物)を記入しています。	対象を把握するために指標を設定し記入しています。
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	④ 成果指標(意図の達成度を表す指標) *：総合計画の目標指標
市が施策を実行することによって、対象にどのような変化を意図しているか記入しています。	対象の変化の具合、成果が分かるような指標を設定し記入しています。
⑤ 成果指標設定の考え方(成果指標設定の理由)	⑥ 成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか)
設定した指標について、なぜその指標を使うことにしたのか、理由を記入しています。	成果指標を測定するための、具体的な方法を記入しています。

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	第1次総合計画 後期基本計画期間					第2次総合計画 前期基本計画期間				
				28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(目標)	4年度(目標)	5年度(目標)		
対象指標	A		見込み値										
	B	施策の対象となるものの指標の推移を把握し、将来の数値について見込み値を記入しています。											
	C		実績値										
	D		見込み値 実績値										
成果指標	A		目標値										
	B	設定した成果指標について、過去の数値の推移を把握します。また未来については、施策を実施した場合の目標の数値である「目標値」を設定し記入しています。											
	C	※「目標値」： 施策を実施した場合に目標とする数値											
	D	※「実績値」： 過去の成果指標の数値											
	E		目標値										
	F		実績値										

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)
ア) 住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)
施策を実行するに当たって、役割分担をどのように想定しているか記入しています。
イ) 行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
施策の役割分担として行政が行うべきことを記入しています。
② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか
施策に対する対象者や関係者などの意見や要望を記入しています。

4 施策の成果水準とその背景

<p>(1) 時系列比較(平成28年度との比較)</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。</p> <p><input type="checkbox"/> 成果が5年間に渡る施策の成果について、現在の水準と時系列比較し評価しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 成果は</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。</p>	<p>(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べて近い水準である。評価年度(困難な場合は出来る限り最新のもの)における近隣市等の成果水準と比較し評価しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。</p>
* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
<p>上記の欄の評価をする背景として考えられる要因や理由について記入しています。</p>	

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)

指標の推移を踏まえて、施策の現状について把握します。総合計画の目標にどれくらい迫っているのか、施策の目標に対する進捗状況を記入し、また、要因として考えられる事を分析・記入しています。

② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)

施策について、どのような課題を解決していかなければならないか記入しています。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

目標として設定した成果指標の選定理由及び水準の根拠や前提条件、並びに方針を記入しています。

※総合計画基本計画で設定された成果指標 : 計画期間中は変更なし
 ※それ以外に設定した成果指標 : 必要に応じて適宜変更あり

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
<p>施策の目標を達成するための基本事業とその取り組み方針、具体の主な事務事業を記入しています。</p>		

総合計画体系	政策No. 2	政策名 安全で快適に暮らせるまちづくり	施策主管課 防災課
	施策No. 1	施策名 災害に強いまちをつくる	施策主管課長名 玉川 一雄
関連個別計画	市地域防災計画(計画期間なし)、原子力災害に備えた市広域避難計画(策定中)、市耐震改修促進計画[改訂版](H28～R3)		関係課名 都市計画課、土木課、消防本部

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)			
	名称	単位	名称	単位
市民	A 人口(H30以降は常住人口)	人	C	
	B		D	
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	④ 成果指標(意図の達成度を表す指標) *: 総合計画の目標指標			
	名称	単位	名称	単位
防災意識が向上し、災害時に連帯感を持って行動する	A 市有公共施設の耐震化率*	%	D 普通救命講習会受講者数*	人
	B 自主防災組織数*	団体	E	
	C 災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合*	%	F	
⑤ 成果指標設定の考え方(成果指標設定の理由)	・震災時に建物による人命被害を最小限に抑えるための成果指標として、市有公共施設の耐震化率を設けた。また、市民の自助・共助意識の向上のための、自主的な取り組みを成果の指標として、自主防災組織数を設定した。さらに、防災訓練等を定期的、継続的に実施することでの災害時に迅速な行動が取れ、安全な生活が送れていると感じる市民の割合を設けた。 ・救急体制の強化として普通救命講習会受講者数も設けた		⑥ 成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか) A: 都市計画課のデータで把握する。 B: 防災課のデータで把握する。 C: 市民アンケートで把握する。 D: 消防本部のデータで把握する。	

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	第1次総合計画 後期基本計画期間			第2次総合計画 前期基本計画期間				
				28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(目標)	4年度(目標)	5年度(目標)
対象指標	A 人口(H30以降は常住人口)	人	見込み値 実績値	55,300 55,576	53,800 55,312	53,500 53,795	53,300 53,436	53,000 53,187	52,800	52,500	52,300
	B		見込み値 実績値								
	C		見込み値 実績値								
	D		見込み値 実績値								
成果指標	A 市有公共施設の耐震化率*	%	目標値 実績値	90.0 93.3	92.5 94.4	95.0 95.5	95.0 100.0	95.0 100.0	95.0	100.0	100.0
	B 自主防災組織数*	団体	目標値 実績値	69 62	69 64	69 68	68 67	68 67	68	68	68
	C 災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合*	%	目標値 実績値			52.0 48.2	54.0 48.4	56.0 49.8	56.0 50.8	58.0	60.0
	D 普通救命講習会受講者数*	人	目標値 実績値			855 832	865 570	875 797	875 778	885	895
	E		目標値 実績値								
	F		目標値 実績値								

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

<p>① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)</p> <p>ア) 住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、自主防災組織を結成し、防災訓練等でAED講習を受講したり、消火器の取扱い方法を学び地域防災力の向上を図る。 ・住民は災害等に的確に対応できるよう、災害時に備え平常時に非常時持ち出し品等の準備を行うとともに、自助の意識を持って、日頃から家族や隣近所との連携を保つように心がける。 ・火災を発生させないように、正しい火気取扱い方法を各自が身に付け、取扱いに十分注意する。 <p>イ) 行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるように、市地域防災計画に基づき、災害時の状況を想定した防災訓練を定期的、継続的に実施するとともに、災害時に被害を最小限にとどめるための体制を整え、対策を講じる。非常時持ち出し品の常備の呼びかけや広報をすることで「自助」の意識啓発に努める。 ・避難行動要支援者名簿を随時更新し自治会等による平常時からの見守り活動を行う。さらに、災害時の連絡ツール充実にも努める。 ・原子力災害については、東京電力福島第一原発事故を契機として、原子力安全協定を見直すなど監視・組織体制の強化を図るとともに、市民への原子力防災知識の普及啓発に努める。
<p>② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯・交通安全の対策の充実、原子力災害を想定した避難計画の周知、防犯・防災体制の整ったまちであってほしいなどの意見が寄せられている。また、現在策定を進めている原子力災害時の広域避難計画については、議会や市民から実効性の確保が求められている。

4 施策の成果水準とその背景

No.2

<p>(1) 時系列比較(平成28年度との比較)</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した。</p> <p><input type="checkbox"/> 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がどちらかと言えば低下した。</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。</p>	<p>(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べてほぼ同水準である。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。</p>
<p>* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織数は、平成28年度の62自治会での結成だったが、現在は68自治会中67自治会での結成となり、進捗した。 ・市有公共施設の耐震化率は、平成28年度の93.3%から100%に向上した。 ・年々防災資機材の整備・充実が図られてきている。 	<p>* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の結成率は、隣接市(水戸市100%、ひたちなか市100%)でほぼ同水準(那珂市98.5%)である。 ・公共施設の耐震化率等は、隣接市(水戸市99.5%、ひたちなか市99.2%)と比べて、同水準(那珂市100%)と判断できる。

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)

- ・水害・土砂災害については、市全体が平地であるため、大量の降雨対策としては排水整備を行う必要がある。
- ・地震災害については、これまで公共施設の耐震化を進め全ての施設で耐震化が完了した。
- ・市民への情報提供については、防災行政無線のデジタル化を図り、個別受信機の全戸取り換えと屋外子局109箇所のスピーカーの取り換えが完了している。災害時の災害対策本部と活動箇所(避難所等)との連携体制を整えるため、IP無線機を整備し活用している。
- ・自主防災組織には組織運営補助や防災資機材購入補助の支援を行っている。また、拠点避難所等に防災倉庫及び防災資機材を整備し非常食の備蓄を行っている。
- ・原子力災害については、国の防災基本計画等に基づき義務付けられている広域避難計画の策定を進めている。

② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)

- ・東日本大震災や各地での大雨による災害の発生により、市民の防災意識は高まっているが、災害はいつ発生するか予想がつかないものであり、日頃からの防災に対する市民への意識付けが重要。
- ・震災では、地区ごとの防災活動が重要であり、今後も自主防災組織の充実に向け地域防災力の向上を図る。
- ・原子力災害については、国の原子力災害対策指針が随時改定されるため、それらを踏まえ那珂市地域防災計画(原子力災害対策編)を引き続き見直ししていくことが必要である。また、広域避難計画については実効性が求められている。
- ・大量の降雨による浸水被害をなくすため、雨水排水路の整備を進める。
- ・近年の異常気象に伴い各地で発生している災害を踏まえ、市民一人ひとりの防災行動計画策定への取組みを進める必要がある。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

- ・以下の指標については、第2次那珂市総合計画前期基本計画(H30～R4)において施策の成果を表す指標として位置づけ、それぞれ中間目標値(R2)と目標値(R4)を設定している。
- ・市有公共施設の耐震化率は、耐震性を満たしていない施設が令和4年度までに順次解体等を予定していることから、中間目標値(R2)を95.0%、目標値(R4)を100%に設定した。
- ・自主防災組織数は、東日本大震災を教訓に令和4年度までに68自治会の全てで結成されるよう組織化を進めることを目標とした。
- ・災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合は、施策の推進により、過去3年間で最大であった51.5%(H27)を上回る60.0%を目標値(R4)とし、年2.0ポイントの増を見込み、中間目標値(R2)は56.0%に設定した。
- ・普通救命講習会受講者数は、平成24年度から平成28年度で年10人伸びており、引き続き同程度の増を目指し、中間目標値(R2)を875人、目標値(R4)895人に設定した。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
防災・減災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の習熟に努めるとともに、地域防災計画行動マニュアルを策定。 ・自主防災組織での防災訓練等を実施して、防災力向上を推進する。 ・幼年・少年・婦人防火クラブの活動の活性化や学校などにおける子供たちへの教育の充実。 ・原子力事業者との間で締結している安全協定を見直し、安全監視を徹底するとともに市民に対して原子力に関する正しい知識の普及と適切な情報提供を行う。 	防災事務事業 防災訓練実施事業 原子力広報調査対策事業 自主防災組織育成事業
災害時対応の体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線など多様な情報伝達媒体を活用して災害情報の確実な提供を確保する。 ・防災井戸や防災資機材の整備管理を進めるとともに食料や飲料水の備蓄を進める。 ・防災組織の育成や避難行動要支援者システムの構築を進め、地域防災力の向上を図る。 ・災害時に必要な物資や労力の支援が受けられるよう、各方面・分野にわたって災害協定を締結し、市民生活を守る。 	防災事務事業 防災設備整備事業 自主防災組織育成事業
消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害出場時に備え、消防車両や資機材を整備するとともに、研修や訓練の実施などにより、消防職員の資質向上を図る。 ・火災発生時の初期活動の重要性について、消火訓練や避難訓練などを通じて、市民への啓発を行う。 ・火災発生時の初期消火や風水害時の警戒出動など、消防署の活動を補完している消防団については、団員の入団促進に努めるとともに、団員一人ひとりの知識と技能の向上により、地域における消防体制の充実を図る。 	消防事業 常備消防車両整備事業 消防団車両整備事業
救急体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のAEDを適切に管理するとともに、心肺蘇生や止血法などについての救命講習会を開催し、市民や事業所の救命救急意識の向上を図る。 ・市民の生活を守るため、救急時の出動態勢を確保するとともに、救急車の適正な利用について周知徹底を図る。 ・認定救急救命士の育成を計画的に進め、救急体制の強化を図る。 	救急業務 AED整備普及促進事業

総合計画体系	政策No. 2	政策名	安全で快適に暮らせるまちづくり	施策主管課	環境課
	施策No. 4	施策名	健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る	施策主管課長名	関 雄二
関連個別計画	第2次那珂市環境基本計画(H25~R4)			関係課名	農政課、商工観光課、都市計画課、土木課

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位	名称	単位
A 人口(H30以降は常住人口)	人	C	
B 事業所数	所	D	

② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)

④ 成果指標(意図の達成度を表す指標) *:総合計画の目標指標

名称	単位	名称	単位
A 苦情件数①(大気、騒音、振動、悪臭など)*	件	D	
B 苦情件数②(空き地管理)*	件	E	
C 不法投棄処理件数*	件	F	

⑤ 成果指標設定の考え方 (成果指標設定の理由)

⑥ 成果指標の測定企画 (実際にどのように実績値を把握するか)

環境課のデータで把握する。

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	第1次総合計画 後期基本計画期間		第2次総合計画 前期基本計画期間						
			数値区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(目標)	4年度(目標)	5年度(目標)
対象指標	A 人口(H30以降は常住人口)	人	見込み値 実績値	55,300 55,576	55,300 55,312	53,500 53,795	53,300 53,436	53,000 53,187	52,800	52,500	52,300
	B 事業所数	所	見込み値 実績値	2,018 1,887	1,887 未調査	1,887 未調査	1,887 未調査	1,887 未調査	1,887	1,887	1,887
	C		見込み値 実績値								
	D		見込み値 実績値								
成果指標	A 苦情件数①(大気、騒音、振動、悪臭など)*	件	目標値 実績値	102 44	100 85	42 80	41 41	40 72	37	35	35
	B 苦情件数②(空き地管理)*	件	目標値 実績値	42 76	40 66	73 11	72 59	70 52	65	60	60
	C 不法投棄処理件数*	件	目標値 実績値	111 130	100 126	115 124	108 110	100 134	90	80	80
	D		目標値 実績値								
	E		目標値 実績値								
	F		目標値 実績値								

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)

ア) 住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)

- 生活環境の保全に努めるとともに、所有する空き地等に雑草を繁茂させないように心がけるようにしながら、さらに適正なごみの搬出等により、野焼きなどの屋外焼却をしないように心がける。
- 法令基準を遵守し、騒音・振動を発生させない。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)

- 市は環境基本計画に基づき、市民意識の向上を図るため環境に関する意識啓発活動を行い、苦情や公害のない良好な状態を維持するよう推進する。水環境については、市民の生活環境がより良好な状態になるよう推進する。

② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか

- 市民生活に密着した苦情がほとんどであり、野焼きや耕作放棄地の雑草に関する苦情が大部分を占めている。

4 施策の成果水準とその背景

<p>(1) 時系列比較(平成28年度との比較)</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がどちらかと言えば低下した。</p> <p><input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。</p>	<p>(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてほぼ同水準である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。</p>
<p>* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)</p> <p>【実績】</p> <p>○大気、悪臭など H28:44件<R2:72件=164%</p> <p>○空き地 H28:76件>R2:52件=68%</p> <p>○不法投棄 H28:130件<R2:134件=103%</p> <p>【判断】 合計 H28:250件<R2:258件=103% → 横ばい</p> <p>【要因分析】</p> <p>○(コロナ対策)室内換気に影響が生じることの観点から、野外焼却禁止を 防災無線で周知したところ、苦情件数が増加した。</p>	<p>* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)</p> <p>【実績】</p> <p>○典型7公害苦情等受理件数(令和2年度分) 那珂市72件 水戸市105件 ひたちなか市56件 東海村23件</p> <p>【判断】平均64件<那珂市72件 → どちらかといえば低い水準</p> <p>【要因分析】</p> <p>○水戸市やひたちなか市は繁華街が多いことから、騒音や悪臭の苦情が多い。那珂市は自然豊かな土地柄で野外焼却の苦情が多い。</p>

5 施策の現状と課題

<p>① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)</p> <p>・苦情件数が令和元年までに16%減少し、中間目標を達成したが、令和2年度は基準年度の水準となった。 野外焼却の苦情件数が依然として多く、野外焼却の禁止を防災無線で周知したところ、廃掃法の野外焼却禁止の例外である「農業上の野焼き」についての苦情件数が増加したと考えられる。 また、コロナ禍の外出自粛で、庭の片づけで生じた枝葉の焚火が増加したことも要因と推測する。</p>
<p>② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)</p> <p>・すべての苦情、要望等は、市民自らの責任と行動によって解決に至る事例が多く、行政から市民への積極的な関与が求められる。 あわせて市民と協働のまちづくり事業の施策を効果的に活用することにより、市民、事業者、行政が連携すれば良い結果が得られる。</p>

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

<p>○苦情件数(大気、騒音、振動、悪臭など)</p> <p>【実績】H25:54件、H26:49件、H27:88件、H28:44件、H29:85件</p> <p>【根拠】目標値は、過去最少となるように35件を目指す。中間目標値は、現状値と目標値の中間の40件とする。</p> <p>○苦情件数(空き地管理)</p> <p>【実績】H25:63件、H26:92件、H27:115件、H28:76件、H29:66件</p> <p>【根拠】目標値は、過去最少と同程度となるように60件を目指す。中間目標値は、現状値と目標値の中間の70件とする。</p> <p>○不法投棄処理件数</p> <p>【実績】H25:84件、H26:144件、H27:115件、H28:130件、H29:126件</p> <p>【根拠】目標値は、過去最少と同程度となるように80件を目指す。中間目標値は、現状値と目標値の中間の100件とする。</p>

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな苦情処理対応と野焼きなど身近な生活環境における問題に対応する。 ・広報等による意識啓発の推進。 ・公害の未然防止のため、関係機関と連携した監視、指導体制の強化。 ・地下水調査による土壌からの影響調査による情報提供。 	環境保全対策事業
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄ごみを早期に除去することで新たな不法投棄を防止するとともに、不法投棄防止看板の設置により未然防止に努める。 ・年2回の市内一斉清掃や常磐自動車道側道クリーン作戦などの実施により、不法投棄に対する意識啓発を行う。 	不法投棄廃棄物撤去事業
自然と生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地等の適正管理に関する指導。 ・民地等に発生するスズメバチ等の駆除を行い市民の安全を確保する。 ・自然環境や自然景観の保全に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援する。 ・自然環境との調和を図り、住民の需要に応じ供給管理をしていく。 ・太陽光発電施設を設置する予定の事業者が、生活環境や景観に配慮し施設を設置・管理するよう助言・指導を行う。 	衛生害虫等対策事業